

## 第21回議会改革検討会議要旨

平成29年6月7日(水)  
午後1時30分 委員会室

(開議13:30)

### 1 あいさつ

委員長

### 2 議 題

#### (1) 基本条例見直し(案)のまとめについて

再々見直し案(2017.6.7提案)に基づき、最終検討を行った。

#### 前 文

- ・「多くの議会が議会改革に取り組んでいる。」を「地方自治の本旨の実現をめざさなければなりません。」に修正

#### 第1章 総則

##### 第1条 目的

- ・「もって」は昔ながらの表現のため削除

#### 第2章 議会及び議員の活動原則

##### 第2条 議会の活動原則

意見なし

##### 第3条 議員の活動原則

- ・第3項第1号の「自由な討議」を「自由討議」に修正

##### 第4条 議員又は副議長

- ・第1項は芽室町の条文を参考に修正
- ・議長のみでよい。副議長残すのであれば「議長とともに市民福祉の向上をめざす。」又は「議長とともに市民福祉のかじ取りを行う。」としては。
- ・第2項の「及び議員からの質問を受ける機会」は両論あるため併記する。
- ・第3項の「速やかに」を削除
- ・第3項の「任期中の活動計画」を「基本的な活動方針」に修正

##### 第5条 通年議会

- ・可児市議会は通年議会ではないが、議会サイクルを回している。
  - ・事務局からの説明だと、大きな変更はない。やってもよいと思うが、事務局及び執行部との調整が必要。議会側だけで一方的に決めるべきではない。議会でも検討機関を設置して検討してから執行部と協議すべき。時期尚早。
  - ・執行部でもタイムリーに補正予算をあげることができる。機動的になる。執行部のメリットもある。
- ⇒ 結果：必要性は認めるが、両論併記とする。

(休憩15:25)

(再開15:30)

#### 第3章 自由討議の保障

##### 第6条 議会の自由討議

意見なし

##### 第7条 全員協議会

修正なし

#### 第4章 市民と議会との関係

##### 第8条 市民との連携

意見なし

## 第9条 議会の情報公開と説明責任

修正なし

## 第10条 請願又は陳情

意見なし

## 第11条 議会白書 ※新たに追加

- ・重く考えると大変な作業になる。必要なもののみとし、議会内で部署を設けるべき。
- ・第11章の議会の評価との整合を持たせるべき。
- ・第1項がわかりづらい。言い回しを変えるべき。
- ・現状の「議会概要」は統計的なもので執行部への配布のみ、これを市民向けに議会活動を加え、活動を明らかにすることで、市民と共有できるのでは。
- ・政策サイクルを回すことがメインで、2次的に報告するもので。評価することと、白書にすることは違う。

⇒ 第11章の議会の評価との整合を持たせる。

## 第12条 広報広聴活動の充実

- ・意見なし

## 第13条 議会報告会

- ・第2項の「議会活動に反映させる。」に戻す。

## 第14条 市民集会

- ・第2項の「市民議会」を「市民集会」に修正

## 第15条 議会モニターを設置

- ・第3項の「速やかに」を削除

(休憩16:53)

(再開17:00)

## 第5章 議会と市長等執行機関との関係

### 第16条 議員と市長等執行機関の関係

意見なし

### 第17条 議会審議における論点の形成

- ・実効性が担保できるのか。
- ・「政策評価を示す」ではイメージできない。

⇒ 第2項を再見直し案と再々見直し案を残し、検討する。

### 第18条 議決事件の拡大

- ・地方自治法の引用部分を削除することについて法務担当に確認する。

## 第6章

### 第19条 委員会の活動

意見なし

### 第20条 市民懇談会

意見なし

### 第21条 政策会議

修正なし

### 第22条 政策サイクル

- ・第1項の「一般選挙後」を削除
- ・第1項の「白書にまとめ公開」を「白書にて公開」に修正

### 第23条 予算・決算の有機的連携

- ・「予算・決算委員会」の中点を削除
- ・第2項の「審査結果を行政施策評価書」を「審査の過程及び結果を行政施策評価書」に修正

### 第24条 全員協議会との有機的連携

修正なし

## 第25条 行政視察

- ・第2項の「委員長会議での調整の上で、全員協議会で確認する。」を「委員長会で調整、確認を行う。」に修正

## 第7章 会派、政策グループ及び政務活動費

### 第26条 会派

- ・第2項の「議員集団」を「政策集団」に修正  
⇒ 結果：結論が出ないため、両論併記とする。

### 第27条 政策グループ

- ⇒ 結果：結論が出ないため、両論併記とする。

### 第28条 政務活動費の執行及び公開

- ・第2項の「収支報告書」の前に「使途計画書」を追加

## 第8章 議会及び議会事務局の体制整備

### 第29条 附属機関の設置

修正なし

### 第30条 大学・研究機関との連携

意見なし

### 第31条 議会事務局の体制整備

意見なし

### 第32条 議会図書館の利用

意見なし

### 第33条 議員研修の充実強化

意見なし

## 第9章 議員の政治倫理、身分及び待遇

### 第34条 議員の政治倫理

意見なし

### 第35条 議員定数

修正なし

### 第36条 議員報酬

修正なし

## 第10章 危機管理

### 第37条 危機管理

意見なし

## 第11章 議会の評価と議会改革の推進

### 第38条 議会の評価

- ・第1項の「議会白書としてまとめて公開」を「議会白書にて公開」に修正

### 第39条 ICT化の推進

意見なし

## 第12章 最高規範性で見直し手続

### 第40条 最高規範性

修正なし

### 第41条 見直し手続

- ・第2項の「市民の声」を「市民の意見」に修正

(2) その他